

一般社団法人日本気象予報士会東海支部会計細則

(細則の設置)

第1条 本会計細則は、一般社団法人日本気象予報士会東海支部規約第10条によりこれを定める。

(目的)

第2条 本会計細則は、本支部会計事務の円滑化を目的とする。

(管理)

第3条 会計事務は、会計担当幹事がこれにあたる。

(会費)

第4条 会費については以下に定める。

(1) 月例会の会費は500円を基本とする。

(2) 月例会において話題提供、天気図検討会講師、その他幹事会で認める者については、会費を免除する。

(3) 野外観察会、見学会等現地で行う月例会については、その都度必要経費を勘案し幹事会において会費を定める。

(4) その他、特別な場合は幹事会において会費を定める。

(謝礼)

第5条 謝礼については以下に定める。

(1) 講演会などの外部講師に謝礼を支払う場合は、10,000円(税は含まない)を限度とし、幹事会においてその都度決定する。

(2) 講師に対する交通費については、基本的に近隣(概ね愛知県、岐阜県、三重県)の場合は支払わず、近隣以外の場合は実費相当を支払う。

(会員の交通費)

第7条 会員が支部主催活動に参加した場合の交通費は一律1,000円とする。

(社員総会参加補助金)

第8条 一般社団法人日本気象予報士会社員総会に出席する場合は、5人を限度に10,000円を補助する。

2 補助を受け社員総会に出席した会員は、総会及び懇親会の場で支部活動をPRに努めること。

(財産)

第9条 本支部で取得した財産は台帳に記載しなければならない。

(その他)

第10条 本会計細則の改正は、幹事会で決定し総会に報告しなければならない

附則

1 本細則は平成22年7月17日から適用する。

2 平成24年7月21日改正